

令和5年3月7日まで

3 成果の名称

氷見市（大字堀田、矢方の各一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

氷見市（大字堀田、矢方の各一部）

5 認証年月日

令和5年9月13日

富山県告示第360号

利便増進誘導区域の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第3号の規定により、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月29日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 道路の種類、路線名、指定する場所及び縦覧場所

道路の種類 及び路線名	指定する場所	縦覧場所
県道 阿弥陀堂魚津停 車場線	魚津市釈迦堂1丁目	新川土木センター

2 指定の開始の期日

令和5年9月29日

富山県告示第361号

歩行者利便増進道路の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定により、歩行者利便増

進道路を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月29日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 道路の種類、路線名、指定した区間及び縦覧場所

道路の種類 及び路線名	指定した区間	縦覧場所
県道 阿弥陀堂魚津停 車場線	魚津市釈迦堂1丁目1211番1地先から 魚津市釈迦堂1丁目1308番地先まで	新川土木センター

2 指定の開始の期日

令和5年9月29日

富山県告示第362号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月29日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒部宇奈月線	黒部市荻生字新堂6904番8地先から 黒部市荻生2916番1地先まで	令和5年10月3日	新川土木 センター 入善土木 事務所

富山県議会告示第3号

富山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和5年9月29日

富山県議会議長 山 本 徹

富山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、富山県議会議員（以下「議員」という。）が富山県に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における富山県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があ

った場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧をすることができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行し、同年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

管理規程

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第7号

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局企業職員給与規程(昭和41年富山県電気局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第31号」の次に「。以下「会計年度任用職員給与条例」という。」を加える。

附則に次の1項を加える。

4 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に限り、第10条第2項の規定により会計年度任用職員給与条例の例による会計年度任用職員の給与に関し、富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年富山県人事委員会規則第2号)別表第1中「150,100」とあるのは、「154,600」とする。

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（UAVレーザ測量）

2 作業期間

令和5年8月1日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

常願寺川（富山市岡田から小見地区、中新川郡立山町横江から芦嶺寺地区）

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（UAVレーザ測量）

2 作業期間

令和5年8月1日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

常願寺川（富山市小見から本宮地区、中新川郡立山町芦嶺寺地区）

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（UAVレーザ測量）

2 作業期間

令和5年8月1日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

常願寺川（富山市本宮地区、中新川郡立山町芦峯寺地区）

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（UAVレーザ測量）

2 作業期間

令和5年8月1日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

常願寺川（富山市本宮から有峰地区、中新川郡立山町芦峯寺地区）

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

令和5年8月24日から令和5年10月31日まで

3 作業地域

富山県氷見市十二町、朝日丘 地区

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（空中写真測量、数値図化）

2 作業期間

令和5年8月31日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

流杉S I C付近～国道8号富山市沿線、

高岡北 I C～国道8号高岡市沿線

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

令和5年8月31日から令和5年10月13日まで

3 作業地域

富山県富山市猪谷 地区

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アルビスいするぎ駅店、ウエルシア小矢部石動駅店 小矢部市石動町2248番
他21筆

2 店舗を設置する者 J A三井リース建物株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男 射水市流通センター水

戸田三丁目4番地 ほか1

(変更後) アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男 射水市流通センター水

戸田三丁目4番地 ほか1

- 4 変更の日 令和5年3月1日
- 5 変更の理由 小売業者の代表者氏名が変更したため
- 6 届出の日 令和5年9月14日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 8 縦覧期間 令和5年9月29日から令和6年1月29日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
富山下飯野複合施設 富山市下飯野23番地 ほか1筆
- 2 店舗を設置する者 NTT・TCリース株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦 東
京都千代田区二番町8番地8 ほか1

(変更後) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 石川県白山市松
本町2512番地

4 変更の日 令和2年7月17日

5 変更の理由 小売業者が退店したため

6 届出の日 令和5年9月15日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和5年9月29日から令和6年1月29日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ
る。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由